平成２５年（フ）第１０７１号
大分県国東市武蔵町池ノ内1760番地　武蔵グリーンヒル23―２、開始決定時の住所名古屋市南区岩戸町４番18号
破産者　佐藤　俊男
１　決定年月日　平成26年３月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９１２号
京都府宇治市大久保町平盛５番地の102
破産者　中村　修身
１　決定年月日　平成26年３月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９８０号
広島市南区大州２丁目９番32号
破産者　泉　　正敬
１　決定年月日　平成26年３月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５２号
北海道滝川市朝日町西１丁目７番２号
破産者　今村　克博
１　決定年月日　平成26年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第１１４号
青森県八戸市多賀台１丁目15番地　Ｂ―846
破産者　見附　孝志
１　決定年月日　平成26年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第２６号
秋田県能代市元町２番６号
破産者　鹿内　祐子
１　決定年月日　平成26年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第２８号
秋田県山本郡三種町森岳字岩瀬94番地４、住民票上の住所秋田県能代市字後谷地３番地１ラメージュＡ―102
破産者　三浦　春男
１　決定年月日　平成26年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第１１４３号
横浜市旭区若葉台４丁目19番207号
破産者　中嶋　　宏
１　決定年月日　平成26年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０６号
富山県富山市今泉322―１　サーパス今泉中央503、開始決定時の住所富山県富山市新桜町10番14―1402号　ローレルコート松川・桜橋
破産者　佐野　悦子
１　決定年月日　平成26年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１８号
富山県高岡市須田141番地、旧住所富山県氷見市十二町３番地10
破産者　東海　真澄
１　決定年月日　平成26年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第４５号
富山県高岡市戸出町６丁目１番56号
破産者　柳瀬　安宏
１　決定年月日　平成26年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第７２号
山口県下関市宝町27番７―403号　市営宝住宅７
破産者　遠近　孝知
１　決定年月日　平成26年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１９３号
愛媛県松山市北井門５丁目17番３号、開始決定時の住所愛媛県松山市古川北２丁目14番29号
破産者　奥村　　實
１　決定年月日　平成26年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８号
神奈川県横浜市南区清水ケ丘238番地１　コンフォール清水ケ丘３号棟504号室、開始決定時の住所愛媛県東温市南方1992番地３
破産者　森本　茂則
１　決定年月日　平成26年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

債権者集会招集

平成２４年（フ）第４８号
兵庫県宝塚市中山桜台６丁目16番１―602号
破産者　唐鎌　和彦
１　期日　平成26年４月25日午後３時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年３月５日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２７号
富山県魚津市北鬼江1082番地６
破産者　浦島　康弘
免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
平成26年３月５日　富山地方裁判所魚津支部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２０９２号
東京都港区赤坂４丁目13番５号
清算株式会社　テアトルソフトウエア株式会社
１　決定年月日　平成26年３月４日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第２００１号
東京都渋谷区千駄ケ谷５丁目32番７号
清算株式会社　株式会社オアシス
１　決定年月日　平成26年３月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第２６号
東京都八王子市上野町19番地６
清算株式会社　株式会社東華医療設備
１　決定年月日　平成26年３月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部